

小・中学校教育

積極的な生徒指導をめざして



はじめに

今日、児童生徒の問題行動の増加が大きな社会問題となっている。

現在は、昭和二十六年の第一のピーク、昭和四十年の第二のピークに次いで第三のピーク期にある。しかし、それぞれの問題行動の背景や内容は決して同様のものではなく、その折々の世相を反映し大きく異なっている。

現在問題となっている非行を全国的に見ると、校内暴力や暴走族に見られる集団化・粗暴化の傾向とともに、万引、乗物盗、シンナー吸飲、不純異性交遊等の初発型非行の増加の傾向、全

般的に見られる低年齢化の傾向などが主な特徴となっている。

この傾向は本県の場合も例外ではなく、昭和五十九年に県内で補導された少年は、二万三千九百七人で依然増加の傾向にある。(資料1)

このうち、刑法犯少年の四千六百八十一人を学識別に見ると、小学生、中学生、高校生の合計は三千八百八人で全刑法犯少年の八十一・四パーセントを占め、中でも中学生の割合が四十三・三パーセントと高い。(資料2)

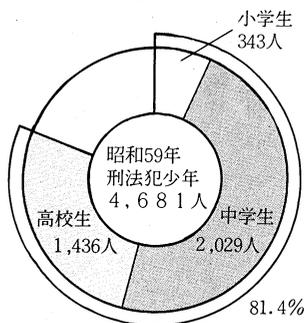
資料1 昭和59年の少年非行

区分		年別	昭59	昭58	増減	率(%)
非 行 少 年 等	刑 法 犯 年	犯罪少年	3,589	3,352	237	7.1
		触法少年	1,092	1,342	▲250	▲18.6
	特 別 少 年 犯 年	小計	4,681	4,694	▲13	▲0.3
		犯罪少年	581	752	▲171	▲22.7
	小 計	触法少年	20	25	▲5	▲20.0
		小計	601	777	▲176	▲22.7
	ぐ 不 良 行 為 少 年	犯少年	51	75	▲24	▲32.0
	不良行為少年	18,574	17,929	645	3.6	
	計	23,907	23,475	432	1.8	

福島県警調べ(以下資料5まで)

(注) ▲は減少

資料2 刑法犯少年の学識別構成



年齢別に見ても十四歳、十五歳が多く、まさに低年齢化、中学生が非行の中心をなしている。(資料3)

(注)

- 犯罪少年：罪を犯した十四歳以上二十歳未満の少年
- 触法少年：十四歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ぐ犯少年：将来罪を犯す恐れのある二十歳未満の少年

刑法犯少年の内訳を見ると、万引き、乗り物盗など、動機や手段が単純な初